公益財団法人日本食品油脂検査協会役員の報酬及び費用に関する規程

（目　　的）

第 1 条　この規程は，公益財団法人　日本食品油脂検査協会　（以下本会という）定款第 2 7 条の規定に基づき，　理事及び監事（以下役員）の報酬の支給について定める。

（報酬の意義）

第 2 条 この規程における役員報酬は，本会が役員に対して，役員としての職務執行の対価として支給するものをいう。

2.　報酬は，租税公課，社会保険の個人負担金およびこれらに準ずる　ものを控除した金額を支払う。

（報酬の種類）

第 3 条 役員の報酬の種類は，次のとおりとする。

(1)　本給

(2)　調整手当

（報酬の支払い方法）

第 4 条 報酬は,月の 1 日から末日までの期間につき，月額をその月の 21 日に支給する。ただし，その日が土曜日，日曜日または国民の祝日　（以下「休日」という。）にあるときは，前日に繰り上げ，繰り上げた日が休日にあるときは，さらに繰り上げて支給する。

（報酬額）

第 5 条　報酬の基準月額は，次のとおりとする。

	本　給 [円]	調 整 手 当 [円]
理事長	900,000	495,000
専務理事	700,000	385,000
理事	550,000	284,000

2.　役員の報酬は基準月額を基に，その役員の業績を考慮して定めるものとする。

3　新たに役員になった者は その日から報酬を支給する。

4　役員が離職したときは その日まで報酬を支給する。

5　役員が死亡したときは　その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

6　第 3 項及び第 4 項の規定により報酬を支給する場合であって，月の初日から支給

するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のとき，その報酬の額は，その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として，日割りによって計算する。

（非常勤役員の報酬額）

第 6 条　非常勤役員には、理事会出席等で、1 日 30,000 円を上限として、報酬を支給することができる。

（通勤手当）

第 7 条 通勤手当は，通勤のために交通機関を利用し，かつ，その運賃を負担することを常例とする役員に支給する。

2. 通勤手当の支給額は 通常の場合に必要とする 6 カ月分の定期券購入金額とする。

3. 通勤手当は，3 月および 9 月の報酬の支給日に支給する。

（補　　則）

第 8 条 この規定に定めるもののほか，必要な事項は評議員会の決議を経て理事長が別に定める。

附　　則（平成 24 年 4 月 1 日）

・この規則は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律第 106 条 第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　　則（平成 28 年 5 月 27 日）

・本規程は、評議員会で決議を得た日より施行する。

公益財団法人　日本食品油脂検査協会